

3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

(1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する

- 家庭教育に関する人材の養成、学習機会や情報提供、相談体制の充実等、地域社会全体で支援する取り組みを推進します。
- 親子が家庭に閉じることなく外に開かれ、地域や子育て支援機関等との関わりをもち、必要なときに適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|------------------------------------|--|------|-----|-----|-----|--------|--------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 「家庭の日」の普及啓発 | 毎月第一日曜日を「家庭の日」と定め、「子どもの豊かな心を育む」「人のかかわりを学ぶ」大切な場所としての明るい家庭づくりを推進しています。また、親子ネイチャープロジェクトを開催し、次代を担う青少年の育成ならびに親育につなげていきます。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子ども育成課 |
| 2 離乳食レッスン | 離乳食2回食以降の乳児と保護者を対象に、児童センターで、栄養士の指導、デモンストレーションにより、月齢にあった調理形態を学ぶ講座です。また、離乳食に関する悩みを相談できます。 | ○ | | | | | 子ども育成課 |
| 3 親育ちワークショップ (児童センター) | 主に初めて0歳児の子どもを持つ母親を対象に、育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを児童センターで実施しています。 | ○ | | | | | 子ども育成課 |
| 4 父親のための 親育ちワークショップ (児童センター) | 父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育て力の向上を図るため、児童センターで乳幼児の父親向けのワークショップを実施しています。 | ○ | | | | | 子ども育成課 |
| 5 赤ちゃんとの ふれあい事業 (児童センター) | 次世代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的として、児童センター、学校、乳児親子が協力して実施しています。 | | ○ | ○ | | | 子ども育成課 |
| 6 父親の 子育て応援事業 (児童センター) | 主に乳幼児とその父親を対象に、父子で参加できるプログラムを実施し、家庭における母親の育児負担の軽減を図っています。 | ○ | | | | | 子ども育成課 |

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|---|--|------|-----|-----|-----|--------|-------------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 7 ママと赤ちゃんの 心とからだのケア事業 (児童センター) | ベビーマッサージや卒乳のおはなしなど、母親と赤ちゃんのふれあいを通じて、子育ての不安を解消するための講座を行っています。 | ○ | | | | | 子ども 育成課 |
| 8 チャイルド ステーション事業 | 児童センターでは、子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援しています。また、区立保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施しており、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し保護者が気軽に相談できる場として地域の子育て支援を行っています。どの施設も、乳幼児親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースを提供しています。 | ○ | | | | | 子ども 育成課 保育課 |
| 9 一日保育士体験 | 区立保育園に子どもを預けている保護者を対象に、保育士の仕事を一日体験することにより、あらたな子どもの姿を発見し、子育ての楽しさや保育園とのかかわり、子どもに対する相互理解を深めることができます。 | ○ | | | | | 保育課 |
| 10 「家族いっしょに 楽しいごはん」運動 | 在園児保護者や在宅子育て保護者を対象に、給食の調理実演、試食を交えた食育保護者会を開催。在園児保護者には有料給食体験を実施。PTAが親子で食育を学ぶイベントを開催するなど、各保育園等で食育の推進を図っています。 | ○ | | | | | 保育課 |
| 11 しながわっ子 子育てかんがるー プラン | 妊娠中の方から就学前の子どものいる保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。 | ○ | | | | | 保育課 |
| 12 生活支援型一時保育 (オアシスルーム) | 主に在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。 | ○ | | | | | 保育 支援課 |

(2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティ・スクール～

- 学校が多様な要請に応えつつ、特色ある教育を推進していくために、様々な分野において、地域の多様な人材の参画による教育支援を推進します。
- 学校を核として、保護者や地域と連携し、義務教育の9年間を地域ぐるみで支える継続的な教育活動の展開を推進します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|---|---|------|-----|-----|-----|--------|-----|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 品川コミュニティ・ スクール <small>☆P20参照 重点課題1</small> | 学校と地域住民が一体となり継続性を保ちながら、教育活動の充実や児童・生徒の健全育成に取り組むための体制づくりとして品川コミュニティ・スクールを実施しています。 | | ○ | ○ | | | 指導課 |

(3) 地域における多様な活動の場を充実させる

- 絵本の読み聞かせなど、乳幼児期の子どもの情操の涵養にも資する取り組み等を推進します。
- 放課後、子ども・若者が安心して過ごせる場所として、児童センターやすまいるスクールにより、そのサービスの充実を図ります。
- 地域における多様な担い手の人材育成という観点から育成者研修等を実施します。
- 住民相互の親睦や地域コミュニティの活性化を図るよう、町会・自治会等地域の活動を支援します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--|---|------|-----|-----|-----|--------|---------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 青少年対策地区 委員会の活動支援 ★P20 参照 重点課題1 | 青少年を取り巻く様々な課題に対して、行政と地域が一体となり、より密着した青少年健全育成事業の実施を図っています。また、地区委員会連合会事業では青少年の健全育成活動の一層の充実と地区委員相互の交流を図っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 地域活動課 |
| 2 地域スポーツクラブ | いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツを楽しむことを目指し、地域の日常的なスポーツ活動の場として、子どもから大人まで、また、高齢の方や障害のある方を含めすべての人が参加できるスポーツクラブを地域住民自らが主体となって運営します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | スポーツ推進課 |
| 3 青少年健全育成者 感謝状贈呈式 | 少年野球、少年少女サッカー、小学生バレーボール、ミニバスケットボール等少年少女スポーツの育成者に感謝状を贈呈することで、青少年の健全育成に携わる指導者層の拡大につなげていきます。 | | ○ | ○ | | | スポーツ推進課 |
| 4 スポーツ指導者 養成事業 | 各スポーツ団体の育成者を対象に、講演会、講習会を開催し、「スポーツの楽しさ、素晴らしさ」を子どもたちに伝えられる指導者を養成します。 | | ○ | ○ | | | スポーツ推進課 |
| 5 キャンプ場運営事業 | 青少年育成を目的とした各野外活動団体を対象に貸し出しているキャンプ場を円滑に施設運営するため、施設管理業務を行っています。 | | ○ | ○ | | | スポーツ推進課 |
| 6 野外活動事業 ☆P20 参照 重点課題1 | 野外活動を通じて、自然に接し、親しむことができるよう、初心者向けのキャンプ教室やファミリー向けのキャンプ教室を行っています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | スポーツ推進課 |

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|---|---|------|-----|-----|-----|--------|-------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 7 プロスポーツ 連携事業 | 区をホームタウンとするプロスポーツチームと連携し、小学生を対象としたスポーツ教室を実施することにより、プロスポーツ選手のトップレベルのプレーを間近で体感できる機会を創出します。 | | ○ | | | | スポーツ 推進課 |
| 8 青少年問題協議会 の活動支援 | 青少年の指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図っています。また、青少年の健全育成のため、「夏季対策パンフレット」、「あすに向かって（中学校・義務教育学校（後期課程）生活へのガイドブック）」の発行等を行っています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子ども 育成課 |
| 9 青少年委員会の 活動支援 ★P20参照 重点課題1 | 青少年育成活動の促進のため、余暇指導や青少年団体の育成などを行っています。また、品川区から委託を受けジュニア・リーダー教室の運営などを行っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子ども 育成課 |
| 10 青少年育成者の研修 ☆P20参照 重点課題1 | 青少年育成施策の現状と課題について学ぶため、青少年委員やジュニア・リーダーのスタッフ、地域の青少年育成者の研修を行い、青少年育成施策の質的向上を図ります。 | ○ | ○ | ○ | | | 子ども 育成課 |
| 11 児童センター事業 ☆P20参照 重点課題1 | 児童福祉法による児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」（第40条）を目的としています。区内には25館の児童センターがあり、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。また、子育て家庭を支援するために、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子ども 育成課 |
| 12 すまいるスクール 事業 | 全区立小学校および義務教育学校で放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設において実施する全児童放課後等対策事業です。児童が学習や遊び、スポーツなどができる居場所として開設しています。 | | ○ | | | | 子ども 育成課 |
| 13 ふれあい交流室 (ぶりすくーる西五反田内) | 地域における子育て家庭支援の拠点として、児童および家庭の福祉向上を図ることを目的としています。子育て家庭に対する相談・援助や子育てに役立つ情報の公開および講演会の開催など様々な子育てのサポートを行っています。 | ○ | | | | | 保育課 |

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|----------------------------------|--|------|-----|-----|-----|--------|------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 14 子育て交流サロン 事業 | 主に0～2歳の親子を対象に、地域の乳幼児親子の交流と子育て相談の場として、荏原地区に子育て交流サロンを開設しています。 | ○ | | | | | 子ども 育成課 |
| 15 悠々ボランティア (児童センター) | シニア世代（おおむね55歳以上）の人々のボランティア活動への意欲を引き出し、地域デビューを支援し、地域の子育て力の向上を図ります。豊富な知識、文化力、特技などを次世代に引継ぐとともに、児童センターにおいて子育て世代との交流を図っています。 | ○ | ○ | | | | 子ども 育成課 |
| 16 地域ボランティア 育成講座 (児童センター) | 親子のひろば等を経験した児童の保護者および児童センターを利用している児童の保護者を対象に、子育て支援に協力していただくことを目的として開催しています。 | ○ | | | | | 子ども 育成課 |
| 17 だっこボランティア 養成講座 (児童センター) | 地域の大人を対象に保育知識、子育て意識を高めるため講演会や、実技講座を開催し、児童センターでの事業等で活躍するだっこボランティアを養成しています。 | ○ | | | ○ | ○ | 子ども 育成課 |
| 18 品川子育てメッセの 開催 | 現役育児中の母親により構成された実行委員会を中心に、品川区とNPO法人ふれあいの家ーおばちゃんちの共催で、品川区の子育て情報を一堂に集めた見本市「品川子育てメッセ」を開催しています。 | ○ | | | | | 子ども 育成課 |
| 19 子育て自主グループ 支援事業 | 乳幼児から思春期の子どもの保護者を対象にした学習会・子育て支援講座を開催する自主グループの活動を支援しています。講座等の企画・運営を希望する団体を「子育て自主グループ講習」事業委託団体として決定し、子育て中の保護者に広く周知し、学習の機会を提供します。 | ○ | ○ | ○ | | | 子ども 育成課 |
| 20 地域や大学等との 協働 | 協働に関わる立正大学、清泉女子大学の学生が、大学で学ぶ理論、方法論、知識等を活かし、学習活動を実り豊かなものとするため、学生の知見をすまいるスクールの事業運営に活かしています。また、学生が授業の一環としてすまいるスクールに従事し、単位の修得につながるものです。 | | ○ | | | | 子ども 育成課 |
| 21 地域子育て支援活動 団体助成事業 | 区内で乳幼児親子や子どもたちに居場所を提供するなどの子育て支援活動を行っている団体を対象とし、その活動に対して助成金を交付することで子育て支援の充実を図っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子ども 育成課 |

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|-------------------------------|---|------|-----|-----|-----|--------|------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 22 子ども食堂 ネットワーク支援 | 地域コミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂運営者間等の情報交換・共有ネットワーク構築のため、品川区社会福祉協議会内に「子ども食堂ネットワーク事務局」を設置し、子ども食堂フォーラムや子ども食堂ネットワーク会議の開催、子ども食堂マップの作成等について支援しています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |
| 23 子ども食堂支援 ★P22参照 重点課題3 | 子ども食堂運営者等が行う、地域の子どもたちへの食事や食材、交流の場の提供に対して補助金を交付することで、安定的な実施環境を整備し、地域に根ざした活動を支援しています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |
| 24 地域交流室 (ポップンルーム) | 主に在宅で子育て中の方を対象に、荏原保健センターや保育園、ゆうゆうプラザの中に設置した地域交流室(ポップンルーム)を開放しています。小さな子どもでも安全に安心して遊べる場や、子育て中の方々が互いに交流を深めてもらえる場を提供します。 | ○ | | | | | 保育 支援課 |
| 25 空き店舗を活用した 子育て交流ルーム | すべての子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう、地域で支えるネットワークの構築に向け、商店街の空き店舗を活用した保育ルームの運営を支援しています。 | ○ | | | | | 保育 支援課 |
| 26 一時保育 | 保護者が出産や疾病などのために子どもを保育できないときに、公立保育園で一時的にお預かりしています。 | ○ | | | | | 保育課 |
| 27 預かり保育 | 区立幼稚園全園で、保護者が就労等をしている在園児を対象として、預かり保育(幼稚園教育時間を除く)を行っています。 | ○ | | | | | 保育課 |
| 28 休日保育 | 区内在住で、休日に保護者が就労等のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。 | ○ | | | | | 保育課 |
| 29 年末保育 | 区内在住で、年末に保護者が就労のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。 | ○ | | | | | 保育課 |

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--|--|------|-----|-----|-----|--------|------------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 30 病児保育 | 保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関等に付設された保育室で一時的にお預かりします。 | ○ | | | | | 保育課 |
| 31 病後児保育 | 区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを一時的にお預かりします。 | ○ | | | | | 保育課 |
| 32 高齢者多世代交流施設 における 子育て支援事業 | 区内在住60歳以上の高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、地域交流スペース等を開放し、交流イベントを実施しています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 高齢者 地域 支援課 |
| 33 子ども読書活動 (乳幼児啓発事業) 「はじめてのえほん よんで よんで」 | 乳幼児から本に親しむ習慣を身につけることを目的に、各保健センター、子ども育成課(児童センター)と連携して、品川区の4カ月児健康診査の対象者である乳児およびその保護者に、引換券を配布し、品川区立図書館(11館)と大崎駅西口図書取次施設で図書館職員が選定した絵本等を入れた絵本パックと引き換えを行っています。 また、乳児とその保護者に向け、赤ちゃんと一緒に絵本を開く時間を持つことの大切さを伝える講座を開催しています。 | ○ | | | | | 品川 図書館 |
| 34 読み聞かせ ボランティアの 活動支援 | 主に18歳以上の方を対象に、図書館で活動している児童サービスボランティアの技術向上を目標に実施するほか、新しく図書館で活動される方を募る講座や地域で活動しているボランティアの技術向上を目標に実施しています。 | | | | ○ | ○ | 品川 図書館 |
| 35 しながわ親子読書の日・ 子ども読書の日事業 | 毎月23日を「しながわ親子読書の日」とし、おすすめの図書リストの作成と配布を行っています。 また、子ども読書活動推進に関する法律により定められた「子ども読書の日(4月23日)」と秋の読書週間にちなみ、子どもたちに対し、読書の推進を図るために春季と秋季にブックフェア、館内行事、イベントを開催しています。 | ○ | ○ | | | | 品川 図書館 |
| 36 ティーンズ世代 向け事業 ☆P20参照 重点課題1 | 主に10代の自主的な読書活動の充実を図っています。ビブリオバトルやPOPコンテスト等のイベントの開催や、中学生～大学生世代のボランティアを募集し、当該世代の事業への参画による事業の活性化を進めています。 | | | ○ | ○ | ○ | 品川 図書館 |

(4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する

- 子ども・若者が犯罪等の被害にあいにくいまちづくりを推進します。
- 学校ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、家庭・学校・地域が一体となって子ども・若者の安全を見守る活動を推進します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--------------------------------------|--|------|-----|-----|-----|--------|-------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 児童見守りシステム (まもるっち) | 子どもたちの安全の確保を図る目的で、全区立小学生および私立・国立小学校等通学者のうち保護者が希望する児童に対し、GPS機能つき緊急通報装置「まもるっち」を貸与しています。 | | ○ | | | | 地域活動課 |
| 2 こども110ばんの家 | 町会、青少年対策地区委員、PTAなどの協力を得て、子どもたちが身の危険や不安を感じたときに保護をを求める場所を確保しています。 | ○ | ○ | ○ | | | 地域活動課 |
| 3 わんわんパトロール | 区内で動物病院等を経営する事業者または区を窓口として、わんわんパトロール事業への協力者登録を行った飼い主等が、犬の散歩を行うに当たり、区内で安全や安心を脅かす状況を認知した場合において、110番通報等必要な措置を進んで行ってもらいます。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 地域活動課 |
| 4 わんぱくパトロール | 児童が青色回転灯付パトロール車に同乗して、子どもの目線でもらえた防犯広報活動を行うことにより、防犯の重要性を体験し自らの防犯意識の向上につなげています。 | | ○ | | | | 地域活動課 |
| 5 自転車安全教室・ スタントマンを活用 した自転車安全教室 | 保育園・幼稚園児や小学生を対象に自転車の安全利用に関する交通安全教育を行っています。また、小学4年生以上を対象として、スタントマンによる交通事故の再現や事故原因等の説明を行い、自転車の交通事故防止を中心とした交通安全教育を行っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 土木管理課 |
| 6 83運動 | 小学生の登下校時間である午前8時と午後3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守る「83運動」をPTAと推進委員会が主体となり進めています。また、地域住民に運動の協力依頼、啓発・周知徹底を図っています。 | | ○ | | | | 庶務課 |

(5) 地域の社会環境の健全化を推進する

- 地域や関係機関と連携し、子ども・若者を取り巻く環境の健全化を促進します。
- 子ども・若者が性犯罪や児童ポルノの被害にあわぬ対策を講じるなど、体制を整備します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--|---|------|-----|-----|-----|--------|-----------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 品川区青少年対策 地区委員会連合会が 実施する地域環境実態 調査に対する支援 | 青少年を取り巻く環境の悪化を防ぐため、品川区青少年対策地区委員会連合会が、各地区委員会協力のもと、不健全な図書類等の書店やコンビニ等での区分陳列・包装、ゲーム遊戯店や看板・ポスターなど青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものの調査を実施しています。 区では連合会の活動に対し、事務局として支援を行っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 地域 活動課 |

他行政機関が実施している事業

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|-----------------|--|------|-----|-----|-----|--------|---------------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 2 有害環境浄化活動 | インターネット上の違法・有害情報等の少年を取り巻く有害環境の実態把握を行い、関係機関等と連携を図り、少年を取り巻く環境の整備を推進しています。 ※対象は、20歳未満です。 | | ○ | ○ | ○ | | 警視庁 大森少年 センター |

(6) 情報通信等の社会変化に対応する

- インターネットを適切に活用する能力の習得や情報モラルの向上、フィルタリングの普及啓発などインターネットの適正な利用を推進します。
- 広報紙やアプリ等を活用し、区の情報が区民にわかりやすく伝わるような取り組みを推進します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--------------------------------|---|------------------|-------------|-------------|-------------|----------------------------|------------|
| | | 乳 幼 児 期 | 学 童 期 | 思 春 期 | 青 年 期 | ポ ス ト 青 年 期 | |
| 1 携帯電話のマナー啓発 「しながわアクション」 | 成長期にある小中学生に対し、情報通信の発達した社会で安全かつ快適に生活する能力をしっかりと身に付けさせ、家庭、学校、地域等で子どもを見守ります。 | | ○ | ○ | | | 庶務課 |
| 2 アプリ等を活用した 情報発信 | 主に乳幼児期の子を持つ保護者、妊婦を対象に、区の子育て支援事業や区内で子育てするにあたって有益な情報を冊子「子育てガイド」やアプリ等で情報を広く周知し、安心して子育てできるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。 | ○ | | | | | 子ども 育成課 |